

第7回尼崎市都市計画審議会

議案

令和5年8月28日

尼崎市都市計画審議会

第7回尼崎市都市計画審議会議案目録

番号	区 分	件 名	備 考	ページ
1	議 案 第 11 号	阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）について		11-1

尼 都 計 第 9 4 号
令和 5 年 8 月 2 8 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
松 本



尼崎市議案第 1 1 号
阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

令和5年度阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）について

1 阪神間都市計画生産緑地地区の変更（案）の縦覧及び意見書の提出について

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（案）について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、公衆の縦覧に供し、また住民及び利害関係人より意見を募った結果は以下のとおりである。

(1) 縦覧した都市計画の名称

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

(2) 縦覧期間

令和5年6月30日（金曜日）から同年7月14日（金曜日）まで

(3) 縦覧者数

0名（参考：ホームページ縦覧件数 77件）

(4) 意見書の提出件数

0件

2 今後の予定

令和5年9月 都市計画変更告示

以 上

計 画 書 (案)

阪神間都市計画生産緑地地区の変更 (尼崎市決定)

阪神間都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

1 種類及び面積

種類	面積
生産緑地地区	約 70.2 ha (702,634 m ²)

2 都市計画生産緑地地区中、食満5丁目2-1を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
食満5丁目2-1	約 0.12 ha (1,179 m ²)	約 0.10 ha (976 m ²) の減

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書 (案)

尼崎市では、市街化区域内にある緑地機能の優れた農地等を、計画的、永続的な保全を図るため生産緑地地区に指定している。

この度、生産緑地法第 10 条第 1 項の規定に基づく買取り申出に起因して、同法第 14 条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された区域について、生産緑地地区の変更を行う。

以 上

<別表> 今回変更地区の変更前後対照表

No	生産緑地地区の名称	変更内容	現在面積 〔上段:ha〕 〔下段:m ² 〕	増減 〔上段:ha〕 〔下段:m ² 〕	変更後面積 〔上段:ha〕 〔下段:m ² 〕	発生理由	備考
1	食満5丁目2-1	地区面積の減	約0.22 (2,155)	△約0.10 △(976)	約0.12 (1,179)	行為の制限 の解除	指定から30年 経過したため
			約0.22 (2,155)	△約0.10 △(976)	約0.12 (1,179)		

□ 総括表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	497 地区	497 地区
総 面 積 (B)	約 70.3 ha (703,610 m ²)	約 70.2 ha (702,634 m ²)
市街化区域内農地面積 (A)	※1 約 79.5 ha (794,585 m ²)	
比 率 (B/A)	88.4%	88.3%

※1 令和5年1月1日現在の面積

令和5年度

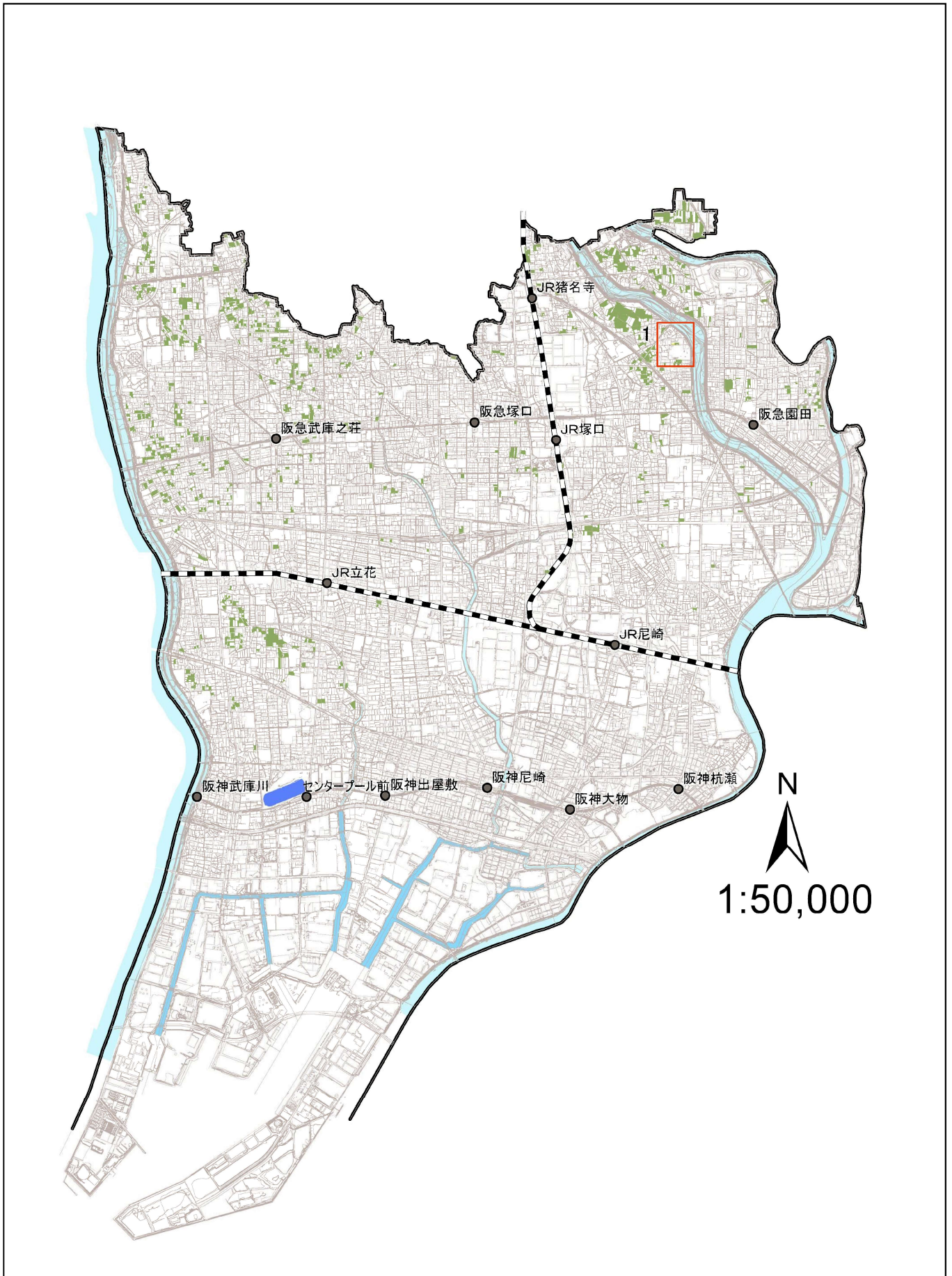
尼崎市

生産緑地地区




変更区域図

No.1

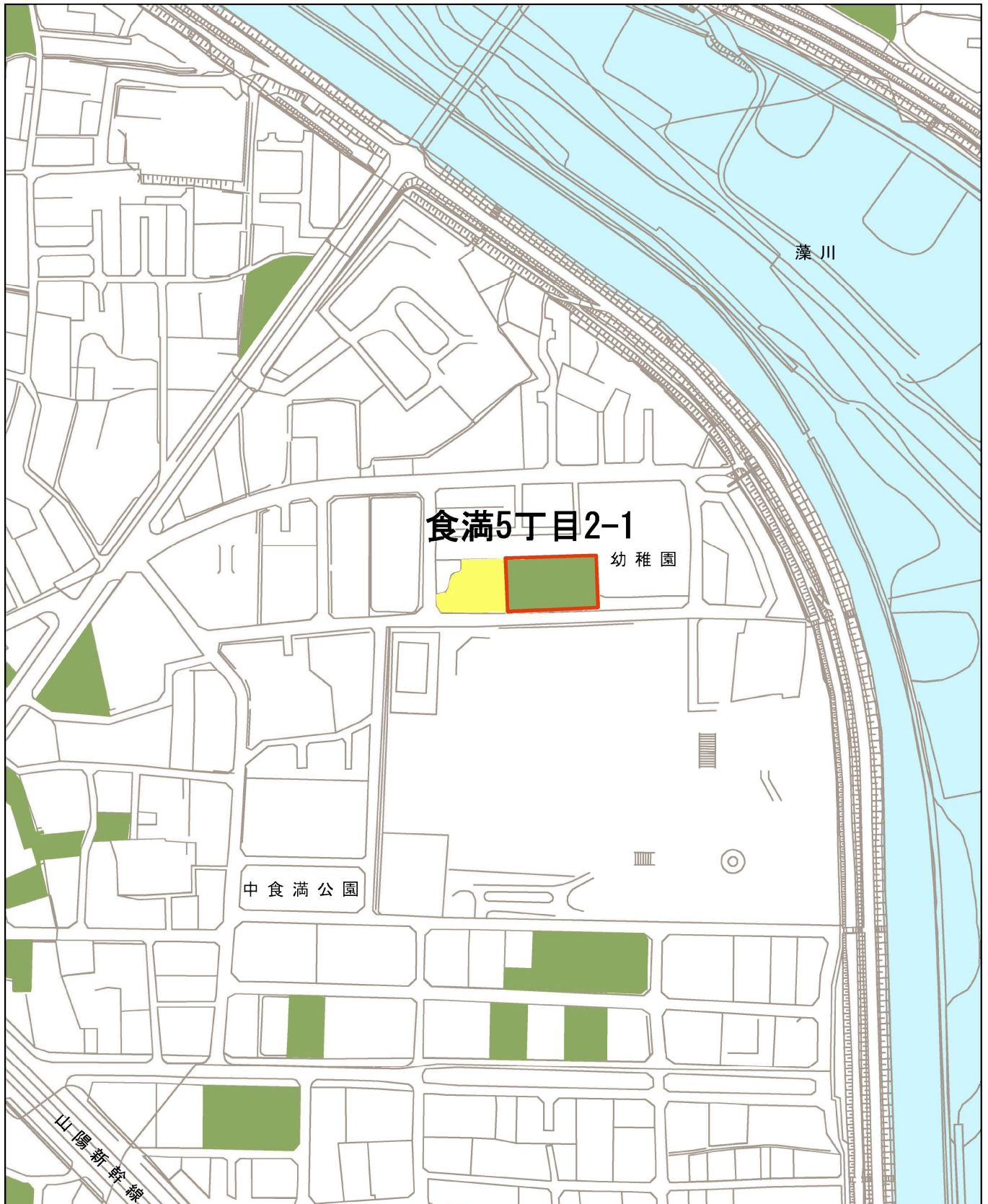
生産緑地地区変更位置図（令和5年度）



計画図1

凡例	
	変更後の区域
	廃止する区域
	既指定の生産緑地地区

N
1:2,500





(電子メール施行)
都計第1453号
令和5年6月9日

尼崎市

上記代表者 尼崎市長 松本真様

兵庫県知事 齋藤元彦

阪神間都市計画生産緑地地区の変更について (回答)

令和5年5月31日付け尼都計第101号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所に変更を行った旨通知願います。